

第71号議案

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加東市長 岩根 正

加東市条例第 号

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成18年加東市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(選挙運動用ビラの作成に関する公費負担額) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が 同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ	(選挙運動用ビラの作成に関する公費負担額) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が 同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払 うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ

の1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、同条に定める候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合は、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

の1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請により、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求により、当該ビラ作成業者に対し支払う。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額）

第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、同条に定める候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合は、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額とする。

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

## 第71号議案 要旨

### 加東市議会議員及び加東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）の改正により、国会議員の選挙運動におけるビラ作成に対する公費負担の限度額が引き上げられたことに倣い、市議会議員及び市長の選挙における公費負担限度額について、令で定める額と同額とするため、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成に対する1枚当たりの公費負担額及びその限度額を7円73銭から8円38銭に改めること。（第9条及び第10条関係）

#### 3 施行期日等 公布の日（施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用）